

非開示希望情報の管理について

秋田家庭裁判所

裁判所に提出した主張書面や資料といった書面は、申立人や利害を疎明した第三者(利害関係人)(以下「申立人等」と言います。)が見たり、コピーしたりすることがあります。

申立人等に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあるなど、非開示とすべき具体的な理由があるため、申立人等に開示しないことを希望する情報(非開示希望情報)がある場合、裁判所に書類を提出する際には、書類に非開示希望情報が表れないように、ご自分で責任をもって情報を管理していただく必要があります。

別添の「非開示希望情報確認シート」の各項目をよく確認していただき、「(裁判所提出用)」の末尾の欄に署名した上で、●月●日(●)までに、裁判所に提出してください。

非開示希望情報確認シート (申立人以外用)

秋田家庭裁判所

申立人等に知られては困る内容(情報)は、ご自身で責任をもって管理していただく必要があります。

以下のア～キの項目には、裁判所に書類を提出する際の基本的な注意事項を記載しておりますので、各項目を確認してください。また、別添の「(裁判所提出用)」については、末尾の欄に署名した上で、裁判所に提出してください。

※ ご不明な点は、担当書記官に確認してください。

1 主張書面、資料関係

ア	裁判所に提出した書面は、申立人等に開示される可能性があること * 提出書面には、不用意に非開示希望情報を記載しないように注意してください。
イ-1	提出する書面に非開示希望情報の記載がある場合は、その情報について、マスキング(黒塗り)すること * 例えば、「源泉徴収票」を提出する場合に、申立人等に見られたくない「勤務先」の記載がある場合などです。 * マスキング(黒塗り)の仕方については、別添の「マスキングの仕方について」を参考にしてください。
イ-2	提出する書面に記載されている非開示希望情報に、 ・ マスキング(黒塗り)することが困難 ・ そのものを裁判所に提出する必要がある 場合には、非開示希望情報が記載された書面ごとに、「非開示希望の申出書」に必要事項を記入し、この申出書の後に非開示希望情報が記載された書面をステープラー(ホチキス)で付けて、一体として提出すること * 書面の一部を非開示希望とする場合は、該当部分をマーカーなどで特定してください。 * 「非開示希望の申出書」は裁判所の窓口ないしウェブサイトですぐ入手できます。 * マスキング(黒塗り)の仕方については、イ-1と同様です。
ウ	非開示希望の申出書を添付して書面を提出した場合でも、裁判官の判断により、必ずしも希望どおりに非開示になるとは限らないこと
エ	非開示希望情報についての推知情報(非開示希望情報を予測されてしまう情報のことです。)に気を付け、推知情報が提出する書面に表れている場合にも、上記イ-1, 2の処理を行うといった自己管理の必要があること * 「推知情報」について、例えば、非開示希望情報が「住所」の場合には、近隣の施設名、地域特有の行事名などが考えられます。
オ	上記イ-1, 2のとおり、マスキング(黒塗り)がない書面、非開示希望の申出書が添付されていない書面については、非開示希望情報ないし推知情報は記載されていない書面として取り扱われることになり、申立人等からの申請があれば、申立人等に見られたり、コピーを取られたりする場合があります

2 個人番号(マイナンバー)に関する注意

カ	提出する書類に、個人番号(マイナンバー)の記載がないこと * マイナンバーが記載されたままでは提出できませんので、非開示希望の有無に関わらず、必ずマスキング(黒塗り)してください。 * 住民票写し、確定申告書、源泉徴収票、保険・税金・生活保護関係書類などについては、マイナンバーが記載されている可能性が高いため、特に注意してください。
---	---